

指定棚田地域振興活動計画書

作成主体の名称：猿川棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

猿川棚田（範囲については、別添１のとおり）

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

- ・生産基盤の維持
 - 有害鳥獣の被害防止のために設置している電気柵等を、定期的に点検・修理する。
 - 耕作道や水路、棚田の進入路等の農作業安全対策を実施する。
- ・担い手の確保
 - 令和１１年度までに猿川棚田の保全に取り組む人材を新規に１名以上確保する。
- ・生産性の向上
 - 防除ヘリによる集団防除の面積を令和１１年度までに１.０haから１.２ha以上にする。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成
 - 地元の活性化に繋げるために良好な景観を形成しつつ、地力増進を図るため、１.２ha以上の景観作物の作付けを行う。
 - 良好な棚田の景観を維持するために、定期的に法面等の草刈りを行う。

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田米のブランド化を通じた販売促進
 - 「猿川棚田米」のブランドを広く周知するために、猿川棚田米を１.２t以上販売する。

3 計画期間

認定の月～令和１１年度

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（１）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添２の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・生産基盤の維持
 - 地元の農業者で耕作道や水路、設置物の点検等を行うことで、安全面を確保する。
- ・担い手の確保
 - 猿川棚田の保全に取り組む人材について、地区内外で調査を実施し、担い手の確保

を推進する。

- ・生産性の向上

- 防除ヘリを利用し、集団で農薬散布を行うことで労働力の省力化、生産性の向上を図る。

- ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成

- 中山間地域等直接支払交付金を利用しながら、猿川棚田において法面等の草刈りやレンゲ等の景観作物を作付けすることで、良好な景観を確保する。

- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田米のブランド化を通じた販売促進

- 猿川棚田米を直売所等で販売し、販路の拡大を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

猿川棚田協議会は松山市、農業者で構成

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

特になし